官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働七五）　一
○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五四）　一
〔法規的告示〕
○河川法の規定により一級河川の指定を変更する件（国土交通五一〇）　二
○河川法の規定により指定区間を変更する件（同五一一）　二
〔その他告示〕
○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一五）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一〇七三）　二
○生産業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一〇七四）　五
○肥料の登録が失効した件（同一〇七五）　五
○球磨川水系川辺川川辺川ダムに係る水源地域整備計画を変更した件（国土交通五一二）　六
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（関東地方整備局一六五）　六
〔国会事項〕
内閣　法務省　七
〔人事異動〕
〔褒　賞〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
国家試験　八
第六十七回原子炉主任技術者試験口答試験の施行（原子力規制委員会）　九
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五三）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一三〇

省令

○厚生労働省令第七十五号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（石綿対策室並びに労働基準ＤＸ企画官、労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官）	（石綿対策室並びに労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官）
第三十条　総務課に、石綿対策室並びに労働基準ＤＸ企画官一人、労働保険専門調査官八人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。	**第三十条**　総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官八人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　労働基準ＤＸ企画官は、命を受けて、労働基準局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち、デジタル技術を活用した業務改革に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	（新設）
5・6　（略）	4・5　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月八日から施行する。

○経済産業省令第五十四号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十九条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月七日

経済産業大臣　武藤　容治

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保安規程）	（保安規程）
第四十条　法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。	**第四十条**　法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。
一～九　（略）	一～九　（略）